

司法書士による相続等の

無料相談会実施

2月は「相続登記はお済みですか月間」です

司法書士会では、2月の1か月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、司法書士が相続等に関する相談に無料で応じます。

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されました

名義変更できているか
確認してみましょう

過去に発生した相続も、義務化から3年以内に登記する必要があります
(正当な理由なく申請義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。)



相続の相談は司法書士にお任せください

- 土地・建物を相続したけど、まだ登記をしていない。
- 遺産分割はどうすればよいの？
- 相続登記をしないとどうなるの？
- 遺言の書き方は？



一人で悩むよりは、司法書士に相談してみましょう

相談内容 相続・遺産分割・相続放棄・遺言・登記など

期間 2月1日～28日(土・日・祝日は除く)

場所 山口県内の各司法書士事務所

相談方法 お近くの司法書士事務所に電話等で予約してください。
無料相談時間 30分程度

山口県司法書士会



山口県司法書士会



ホームページからお近くの司法書士をお探しいただけます。